

令和8年度京王電鉄京王線（仙川駅～国領駅付近）連続立体交差事業に関する  
調査検討業務委託事業者候補選定プロポーザル  
実施要領

1 業務概要

(1) 件名

令和8年度京王電鉄京王線（仙川駅～国領駅付近）連続立体交差事業に関する調査検討業務委託

(2) 業務目的

「調布市都市計画マスタープラン」においては、将来の地域構造として、つつじヶ丘駅及び柴崎駅について、連続立体交差事業を見据えた交通環境の改善により南北一体化を図り、つつじヶ丘駅は多様な都市機能の集積によるにぎわいの創出を、柴崎駅は交通結節機能の向上を担う拠点として位置付けている。これを踏まえ市では、各種取組を進めてきたところであるが、令和8年4月に鉄道立体化の必要性を国から認められ、当区間は連続立体交差事業について、新規事業採択（着工準備採択）された。本業務は、先述した都市計画マスタープランに掲げる将来都市像を実現するために、連続立体交差事業に係る都市計画手続きに向けた調査検討及び設計を行い、鉄道立体化と併せてまちづくりの方向性を検討することを目的とする。

(3) 業務内容

ア 都市計画決定(変更)を見据えた基盤計画の具体化

(ア) つつじヶ丘駅、柴崎駅の各駅前広場を含む都市計画道路の調査検討及び設計を行う。

(イ) 連続立体交差事業に関連して整備すべき側道の調査検討及び設計を行う。

(ウ) つつじヶ丘駅及び柴崎駅の各駅前広場の検討において、調布市の現状や社会情勢などを考慮し、将来求められる交通結節機能と都市の広場機能の提案を行う。

イ 関係機関協議に係る支援

(ア) 都市計画手続きを見据えた国、東京都、交通管理者等関係機関との協議に向け、協議事項及び時期を含めた進め方の整理を行う。また、協議に関して、資料作成等を支援する。

(イ) 庁内関係機関との協議打合せに関する各種会議資料作成等を支援する。

ウ 地元合意形成の検討及び実施

(ア) 「(3) 業務内容 ア」に向け、地元との合意形成を実施するために必要な手法、収集すべき意見の内容及び事業の進行に即した具体的なスケジュールの提案を行う。

(イ) 地元との合意形成を実施するにあたり必要となる資料及び議事録の作成並びに開催通知の配布等の運営支援を行う。

エ 都市計画手続

「(3) 業務内容 ア」に向け、都市計画手続に係る説明会資料、都市計画図書及び説明用資料を作成する。

オ 費用便益関連

連続立体交差事業の費用便益について、再整理する。なお、その他の便益についても整理する。また、つつじヶ丘駅・柴崎駅の各駅前広場及び側道に係る費用便益の算出を行う。

カ 3Dビューアの修正

関係機関や市民への説明等において3Dビューアを使用するため、検討内容及び関係機関との協議経過を踏まえた修正を行う。

(4) 各年度の業務内容

- 令和8年 ア、イ、ウ、エ、オ
- 令和9年 ア、イ、ウ、エ、オ
- 令和10年 ア、イ、ウ、エ、オ、カ
- 令和11年 ア、イ、ウ、エ、オ、カ
- 令和12年 ア、イ、ウ、エ、オ、カ

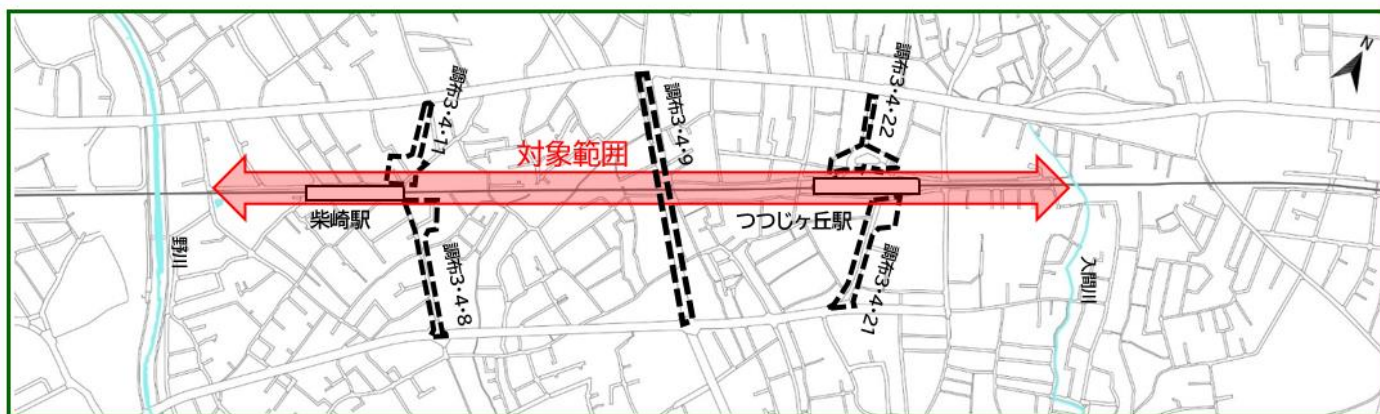
(5) 期間

契約日から令和13年3月31日まで

※本事業は継続事業として年度ごとに契約を締結する。

(6) 対象範囲

- ア 調布都市計画道路3・4・8号柴崎駅小足立線
- イ 調布都市計画道路3・4・9号入間蛇久保立線
- イ 調布都市計画道路3・4・11号柴崎駅下石原線
- ウ 調布都市計画道路3・4・21号つつじヶ丘南口線
- エ 調布都市計画道路3・4・22号つつじヶ丘北口線
- オ 側道については下図のとおり



対象範囲図

2 予算（見積限度額）

- 令和8年度 29,557千円（税込）
- 令和9年度 28,336千円（税込）
- 令和10年度 28,314千円（税込）
- 令和11年度 29,546千円（税込）
- 令和12年度 17,578千円（税込）

※調布市議会における予算の承認を前提としており、予算確保ができなかった場合は実施しない。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式により事業者候補を選定する。

4 参加資格

申込時において、次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 都市計画・交通関係調査業務の営業種目において、調布市での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 調布市指名停止等措置要綱（平成18年調布市要綱第220号）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年号外政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 調布市契約における暴力団等排除措置要綱（平成25年調布市要綱第8号）に基づく入札参加排除措置を受けていないこと。

- (5) 申込において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (6) 国や地方公共団体において、令和3年度から令和7年度までに、都市計画道路に関する計画の策定及び設計並びに鉄道の連続立体交差事業に関する計画の策定に係る業務実績を各1件以上有すること。
- (7) 地元合意形成の検討及び実施に関する業務実績を複数有すること。

## 5 募集内容

### (1) 募集方法

市ホームページにより募集について公示する。

### (2) 申込方法

当該プロポーザルへ参加する事業者（以下「事業者」という。）は、「4 参加資格」に掲げる条件を全て満たしていることを確認のうえ、参加申込み締切日の正午までに、次の書類を電子メールにより提出しなければならない。提出先は、都市整備部鉄道立体化推進担当とし、「11 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てに送付すること。

書 類	提出形式	備 考
ア 申込書（様式1）	PDF	
イ 業務実績調書（様式2-1）（様式2-2） 参加資格(6)で様式2-1、(7)で様式2-2を使用すること。	PDF	正本（記名あり）及び副本（無記名）をそれぞれ作成すること。なお、副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
ウ 実施体制調書（様式3）	PDF	正本（記名あり）及び副本（無記名）をそれぞれ作成すること。なお、副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
エ 会社概要（様式自由・パンフレット可） 以下の内容は必ず記載されたものであること。 （ア） 会社名 （イ） 代表者名 （ウ） 資本金 （エ） 事業内容 （オ） 本業務を担当する支店又は営業所等の名称及び所在地	PDF	

### (3) 参加申込書類に関する質問

事業者は、指定する期間内において、書面（様式5）を使用して、必要書類の作成等について電子メールで説明を求めることができる。市は電子メールにより、全ての事業者に同一の内容で回答する。

### (4) 参加資格審査及び審査結果の通知

別途定める審査要項に基づき、全事業者の参加資格を審査し、当該審査の完了後、審査結果を通知する。なお、参加資格に満たないと判断された事業者は、指定する期間内において、その理由について電子メールで説明を求めることができる。

### (5) 企画提案書の提出

参加資格審査の結果、参加資格を満たすと判断された事業者は、企画提案書の受付締切日の正午までに次の書類を電子メールにより提出しなければならない。提出先は、都市整備部鉄道立体化推進担当とし、「11 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てに送付すること。

書 類	提出形式	備 考
ア 企画提案書概要 (様式自由)	P D F	「(7) 企画提案書等作成上の留意点」を参照のうえ、作成すること。 正本(記名あり)及び副本(無記名)をそれぞれ作成すること。なお、副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。 「1 (3) 業務内容 ア (ウ)」及び「ウ (ア) (「事業の進行に即した具体的なスケジュール」を除く)」は、必須で記載すること。
イ 企画提案書 (提案書表紙:様式4、企画書:様式自由)	P D F	
ウ 業務スケジュール(様式自由)	P D F	契約後、都市計画手続開始までの18か月間の予定を記載すること。 正本(記名あり)及び副本(無記名)をそれぞれ作成すること。なお、副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。
エ 経費見積書(様式自由)	P D F	見積の総額が見積限度額を超えないこと。 正本(記名あり)及び副本(無記名)をそれぞれ作成すること。なお、副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。

(6) 企画提案書等に関する質問

事業者は、指定する期間内において、書面(様式5)を使用して、必要書類の作成等について電子メールで説明を求めることができる。市は電子メールにより、全ての事業者に同一の内容で回答する。

(7) 企画提案書等作成上の留意点

ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載すること。

イ 様式自由とするが、「1 業務概要」を達成するために必要な業務推進方法等について記載すること。

ウ 契約後18か月間の業務内容について記載すること。

(8) プレゼンテーション要約資料の事前提出

プレゼンテーション審査に参加する事業者は、プレゼンテーション用資料の受付締切日の正午までに、次の書類を電子メールにより提出しなければならない。提出先は、都市整備部鉄道立体化推進担当とし、「11 問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てに送付すること。審査当日にパワーポイントを使用する場合は、事前に都市整備部鉄道立体化推進担当に連絡すること。

書 類	提出形式	備 考
プレゼンテーション要約資料(スライド等・様式自由)	P D F	正本(記名あり)及び副本(無記名)をそれぞれ作成すること。なお、副本は、会社名・住所等がわからないようにすること。

## 6 審査方法

### (1) 審査委員会の設置

「令和8年度京王電鉄京王線（仙川駅～国領駅付近）連続立体交差事業に関する調査検討業務委託事業者候補選定プロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行う。

### (2) 委員構成

- ア 都市整備部鉄道立体化推進担当課長
- イ 都市整備部まちづくり推進課地区まちづくり担当課長
- ウ 都市整備部まちづくり推進課都市基盤担当課長
- エ 都市整備部道路管理課長
- オ 都市整備部地域交通課長

### (3) 審査方法

委員会は、事業者の企画提案書等及びプレゼンテーションを受け、企画提案内容を総合的に評価する。

#### ア 企画提案書等審査概要

- (ア) 参加資格を満たすと判断された事業者が1者のみの場合及び4者以上であった場合、企画提案書等による書類審査を行う。参加資格を満たすと判断された事業者が2者または3者であった場合、この審査は行わないものとする。
- (イ) 参加資格を満たすと判断された事業者が4者以上であった場合は、委員の評価得点により順位を付ける。同点の場合は各委員の総合的な評価により順位を定め、同順位はないものとする。順位の上位者から順に、3事業者がプレゼンテーション審査に進めるものとする。
- (ウ) 企画提案書等の審査を通過した事業者が1者のみであった場合は、プレゼンテーション審査は実施せず、必要に応じてヒアリング等を行うこととする。

#### イ プレゼンテーション審査概要

- (ア) 企画提案書等の審査を通過した上位3者（参加資格を満たすと判断された事業者が2者または3者であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実施する。
- (イ) プレゼンテーションは本業務実施時の主任技術者が行うものとする。
- (ウ) 委員の評価得点により順位を付ける。同点の場合は各委員の総合的な評価により順位を定め、同順位はないものとする。順位の上位者から順に、選定候補者となることができる。
- (エ) 契約前に選定候補者が失格・辞退等の理由で選定不可能となった場合、次の順位の者が選定候補者となる。

#### <応募数別の審査方法>

応募数	1. 企画提案書審査	2. プレゼンテーション審査
1者	○	—
2者または3者	—	○
4者以上	○	○

#### ウ 審査基準

以下の視点を踏まえ、審査を行うものとする。

- (ア) 事業者及び主任技術者の類似業務の実績
- (イ) 調布市の特性を踏まえた業務の理解度及び分析力
- (ウ) 業務遂行能力（実現性及び的確性）
- (エ) 検討方法の創意・工夫

- (オ) 業務配分、実施工程及び経費の適切性
- (カ) プレゼンテーション能力（プレゼンテーション審査のみ）

エ 選定

- (ア) 各委員は、得点の高い者から事業者の順位を定めるものとする。
- (イ) (ア)により、複数の事業者において評価得点が高点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとする。
- (ウ) (ア)及び(イ)により、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託業務を受託する者の候補者（以下「候補者」とする。）として選定する。なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とする。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とする。複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下についても順位を定めるものとする。
- (エ) 最低基準  
別途定める最低基準に至らない評価の事業者は候補者として選定しないこととする。
- (オ) 候補者選定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰上げて、順位を定めるものとする。

オ 審査結果

審査完了後、企画提案書等を提出した全事業者に対して、審査結果を通知する。

なお、審査により不合格と判断された事業者は、指定する期間内にその理由について電子メールにより説明を求めることができる。

カ 選定結果の報告

委員会は選定結果を市長に報告する。

キ 候補者の決定

市長は、前項目の報告に基づき、候補者を決定する。

ク 選定結果の通知

- (ア) 結果通知  
当該審査を行った全事業者に対して、選定結果を通知する。
- (イ) 結果に関する問い合わせ  
審査により選定されなかった事業者は、指定する期間内にその理由について電子メールにより説明を求めることができる。

7 日程

5月12日	火	公告開始日
		応募方法・参加資格に関する質疑受付開始日
		参加申込み開始日
18日	月	応募方法・参加資格に関する質疑受付締切日
21日	木	応募方法・参加資格に関する質疑回答日
25日	月	参加申込み締切日
28日	木	参加資格審査結果通知日
		参加資格審査結果に対する質疑受付開始日
		企画提案に関する質疑受付開始日
		企画提案書の受付開始日
6月1日	月	参加資格審査結果に対する質疑受付締切日

2日	火	参加資格審査結果に対する質疑回答日 企画提案に関する質疑受付締切日
4日	木	企画提案に関する質疑回答日
9日	火	企画提案書の受付締切日
12日	金	企画提案書書類審査日（審査委員会）
16日	火	企画提案書書類審査結果通知日 企画提案書書類審査結果に対する質疑受付開始日
18日	木	企画提案書書類審査結果に対する質疑受付締切日
19日	金	企画提案書書類審査結果に対する質疑回答日
22日	月	プレゼンテーション用資料の受付締切日
24日	水	プレゼンテーション審査日（審査委員会）
25日	木	最終選定結果の通知日 最終選定結果に対する質疑受付開始日
30日	火	最終選定結果に対する質疑受付締切日
7月1日	水	最終選定結果に対する質疑回答日

※ただし、各実施日については事務局の都合等により変更の可能性あり。

## 8 辞退

本件の申込後、参加を辞退する場合は、速やかに都市整備部鉄道立体化推進担当に連絡のうえ、辞退届（様式6）を提出すること。

## 9 情報公開及び提供

### (1) 基本方針

調布市情報公開条例（平成11年調布市条例第19号）（以下「公開条例」という。）では、原則として市政情報を全部公開としていることから、本プロポーザル実施に関する情報についても、公開条例に基づき、情報公開を行う。なお、公開条例第7条第2号及び第3号により、個人に関する情報及び法人その他の団体に関する情報を公にすることにより、法人などの事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開とする。

### (2) 情報提供の内容、方法など

本プロポーザルの募集内容及び選定結果は、適宜、市ホームページにより情報提供する。ただし、候補順位が2位以下の事業者名及び審査委員ごとの評価点は公表しない。

## 10 その他

### (1) 提出書類の取扱い

ア 1事業者からの提案は、1提案とする。

イ 提出書類に関しては、原則として追加・変更を認めない。ただし、市が認めた場合は、この限りでない。

### (2) 必要経費

応募に際して要した費用は、事業者の負担とする。

### (3) 失格要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、本件の参加を無効とする。

- ア 「4 参加資格」に記載した条件を満たしていない、又は、候補者の選定までに当該要件を満たさなくなった場合。
  - イ 必要書類が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合は、この限りではない。
  - ウ 提出書類に不備がある場合（必要事項が未記入、押印がない場合を含む）
  - エ 書類等の提出、回答、報告等、市の必要と認める事項を正当な理由がなく拒否した場合。
  - オ 提出した書類等に虚偽の記載があった場合。
  - カ 見積書が見積限度額を超える場合。
  - キ 見積書と内訳書の金額が一致しない場合。
  - ク 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を害する行為があったと認められる場合。
  - ケ 調布市暴力団排除条例（平成24年条例第27号）第2条第6号に規定する暴力団関係者である場合。
  - コ 民事再生法等に基づき再生手続き等を行っている場合。
  - サ 上記事項に掲げるもののほか、公平かつ適正な事務手続等ができないものと認められる場合。
- (4) 契約
- ア プロポーザルは、企画・提案能力のある候補者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
  - イ 候補者を選定後、双方協議のうえ業務の詳細についての仕様書を定める。
  - ウ 当該業務を実施するうえで、仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができる。
  - エ 候補者の決定後に「4 参加資格」に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがある。
  - オ 次年度以降、委託費が高額になる場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) この実施要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。
- (6) この審査に関する事務は、都市整備部鉄道立体化推進担当がとりまとめる。
- (7) 令和9年度から令和12年度までの業務は、調布市議会において、予算等の必要な事項が承認されることを前提とする。予算確保ができなかった場合は実施しない。

#### 1 1 問い合わせ先

調布市 都市整備部 鉄道立体化推進担当 担当：堀田、伴蔵、河野、青木、菊池  
〒182-8511 調布市小島町2-35-1 7階  
電話：042-481-7746 FAX：042-481-6800  
Email：[tetsudo@city.chofu.lg.jp](mailto:tetsudo@city.chofu.lg.jp)

#### 1 2 附 則

この要領は、令和8年5月8日から施行し、本業務に係る契約の締結をもって廃止する。